



大船渡労働基準署 ニュース

令和7年9月号



新秋の候 大船渡労働基準監督署 署長 西村 浩二

ずいぶん暑かった今年の夏も終わり、朝夕を中心に過ごしやすくなってきました。みなさまはいかがお過ごしでしょうか。

さて、全国労働衛生週間を10月に控え、9月1日から準備期間が始まりました。今年度のスローガンは「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」です。

ストレスは「避ける」ことより、上手に「解消する」ことが大切と聞いたことがあります。が、ストレスを解消する方法として次のような研究結果が公表されています。「週1回30分ほど自然の中にいれば、自然との触れあいが少ない人に比べてうつ病発症リスクが37%低下する。」「運動はストレスへの対処に効果的で、1回あたり30分の軽い運動を週3回行ったところ、抑うつ症に効く薬を投与するのと同じくらい効果を発揮した。」「自然の中」での「軽い運動」といえば、昨秋、私は「みちのく潮風トレイル」の道を何か所か歩き素晴らしい景色を堪能しました。今秋も気仙地域の「みちのく潮風トレイル」を歩いてみたい。

全国労働衛生週間

令和7年10月1日～7日[準備期間：9月1日～30日]

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場

厚生労働省は、**10月1日（水）から7日（火）まで、令和7年度「全国労働衛生週間」を実施**します。

今年度のスローガンは、働く上で基本となるこころの健康の確保について、ワーク・ライフ・バランスを確保するとともに、**令和7年5月に成立した改正労働安全衛生法で労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化される**ことを契機に、今一度ストレスチェックをはじめとした職場におけるメンタルヘルス対策を点検し、健康に働くことができる職場づくりを目指していくことを表しています。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で76回目になります。**毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間**とし、この間、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みを展開します。

労働衛生分野では、高年齢労働者をはじめとした労働者の健康管理、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止やメンタルヘルス対策、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立をサポートする仕組みを整備します。また、化学物質対策では、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則などの関係法令に基づく取り組みの徹底を図るとともに、各事業場におけるリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施を促進していきます。

参考となるポータルサイト等へのリンク集



全国労働衛生
週間実施要綱



働く人のメンタル
ヘルスポータルサ
イト こころの耳



働き方・休み方
改善ポータルサイト



岩手産業保
健総合支援
センター



厚生労働省
メンタルヘルス対
策・過重労働対策



経済産業省
健康経営優良
法人認定制度

第14次労働災害防止計画には、取り組むべき8つの重点対策が定められており、その中に「**業種別の労働災害防止対策の推進**」があります。また、**建設業においては以下の様な目標**が定められておりますので、目標達成のため安全対策に取り組んでいく必要があります。

【アウトプット指標】

2027年までに、**墜落・転落災害防止**に関する**リスクアセスメント**に取り組む**事業場を85%以上**とする。

【アウトカム指標】

2027年までに、**死亡者数**を2022年と比較して**15%以上減少**させる。

リスクアセスメントの基本的な流れ

作業の中に存在するハザードの特定

特定されたハザードごとのリスクの見積もり

見積もりに基づくリスクを低減するための優先度の設定およびリスク低減措置の内容の検討

優先度に対応したリスク低減措置の実施、評価、措置の再検討

作業における「危険性または有害性」をハザードと表現しています

リスク低減措置の例

①本質的対策

脚立の使用を避ける
可搬式作業台の利用

【可搬式作業台(例)】

②工学的対策

はしご転位防止
の器具の取付け



③管理的対策

はしごや脚立の使用前に
点検リストを使用



④個人用保護具の使用

労働安全衛生法第42条に基づく
「保護帽の規格」に合格した「墜
落時保護用」の保護帽を着用する



法令に定められた事項の実施（当該事項がある場合）

①本質的対策

危険な作業の廃止・変更、危険性・有害性の低い材
料への代替、より安全な施工方法への変更など

②工学的対策

ガード、インターロック、局所排気装置の設置など

③管理的対策

マニュアルの整備、立ち入り禁止措置、ばく露管理、
教育訓練など

④個人用保護具の使用

上記①～③の措置を十分に講じることができず、除
去、低減しきれなかったリスクに対して実施するも
のに限られます。

1. ハザードの特定について

職場に存在するハザードを、事前に漏れなく
特定する必要があります。

2. リスクの見積もりについて

見積もりは、リスクが生じた場合に発生する
おそれのある負傷や疾病の重篤度とその発生可
能性の度合いをそれぞれ考慮して行います。

3. リスク低減措置の検討

法律で定めのある措置は必ず実行しましょう。
リスク低減措置を検討するにあたっては、①
本質的対策（危険な作業の廃止・変更等）、②
工学的対策（柵、覆い、足場の組立等）、③
管理的対策（マニュアルの整備、立入禁止措置
等）④保護具の使用といった優先順位で実施す
る措置を検討するようにしてください。

4. リスク低減措置の実施、措置の効果 評価、措置の再検討

上記3で検討したリスク低減措置を実施しま
しょう。措置を実施した後、どのような効果が
得られたか評価しましょう。評価した結果、効
果があまり得られなかったと感じた場合は、効
果が得られなかった理由について検討し、他の
リスク低減措置の実施を検討しましょう。

まとめ

- ・第14次労働災害防止計画における取組を実施し、労働災害による死亡者ゼロを目指しましょう！
- ・リスクアセスメントを実施し、職場のリスクを把握してリスクの低減措置を講じましょう！
- ・建設業においては、墜落・転落災害が多く発生していることから特に墜落・転落防止対策の徹底を！

参考となるリンク集

第14次労働災害防止計画の取組状況を
確認しましょう
→大船渡監督署からのお知らせ
「第14次労働災害防止計画について」



【職場のあんぜんサイト
建設業におけるリスク
アセスメントの進め方



職場のあんぜんサイト
リスクアセスメント
実施支援システム

